

甲斐市議会厚生環境常任委員会会議録

1. 開催日時 令和元年12月11日

2. 招集場所 甲斐市役所委員会室A

出席委員（7名）

委員長	山本英俊君	副委員長	横山洋介君
	伊藤毅君		谷口和男君
	五味武彦君		小澤重則君
	保坂芳子君		

欠席委員（なし）

傍聴議員（10名）

議長	清水正二君		加藤敬徳君
	秋山照雄君		清水和弘君
	金丸幸司君		滝川美幸君
	斉藤芳夫君		有泉庸一郎君
	長谷部集君		内藤久歳君

説明のため出席した者の職氏名

市民部長	剣持豊彦君	生活環境部長	石合雅史君
福祉部長	・屋達巳君	子育て健康部長	小宮山正美君
保険課長	三井美樹君	環境課長	中込広人君
福祉課長	齊藤一己君	長寿推進課長	相川泰史君
子育て支援課長	戸澤文香君	国民健康保険税係長	広瀬修君
国民健康保険給付係長	藤田陽子君	高齢者医療・年金係長	広瀬美和君
環境保全係長	天野真君	生活環境係長	池田靖君

障がい者自立 支援係長	堤 真由美 君	障がい者生活 支援係長	大 木 貴 子 君
保護支援係長	田 邊 誠 君	長寿あんしん 係長	井 上 千悦子 君
介護保険係長	赤 松 圭 君	児 童 係 長	中 込 聡 君
保 育 係 長	伊 藤 敦 君		

職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	本 田 泰 司	書 記	興 石 文 明
書 記	長 田 大 地		

審査内容

1 条例審査

議案第 8 3 号 甲斐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
改正の件

議案第 9 9 号 指定管理者の指定の件（竜王西保育園）

議案第 9 7 号 山梨西部広域環境組合の設置に関する協議の件

2 補正予算審査

議案第 8 8 号 令和元年度甲斐市一般会計補正予算（第 4 号）

議案第 9 1 号 令和元年度甲斐市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）

議案第 9 3 号 令和元年度甲斐市合併浄化槽事業特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 8 9 号 令和元年度甲斐市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）

議案第 9 0 号 令和元年度甲斐市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

3 請願審査

請願第 1 - 3 号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める請願書

請願第 1 - 4 号 看護師の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める請願

請願第 1 - 5 号 介護従事者の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める請願

4 その他

開会 午前 9時28分

○書記（長田大地君） 改めましておはようございます。

ご参集大変お疲れさまです。

それでは、これより厚生環境常任委員会を開会いたします。

本日の委員会は、本会議で委員会付託をされました議案の審査を行います。

初めに、委員長よりご挨拶いただき、引き続き委員長の進行により議事を進めてまいります。

それでは、次第の2、委員長挨拶、山本委員長、よろしく願いいたします。

○委員長（山本英俊君） 改めまして、皆さんおはようございます。

ここ1日2日、大分気温が暖かいわけですがけれども、そうはいつでも朝晩めっきり寒くなりましたので、体調には十分ご留意していただきまして、きょうから始まる2週間の長丁場ですから、風邪を引かないように一生懸命頑張ってくださいと思います。

また、きょうは、特に委員会の審査項目多くあるわけで、委員会の皆さんのご協力を、スムーズなご協力をよろしくお願いしまして、挨拶にかえさせていただきます。

それでは、始めたいと思います。よろしくお願い致します。

○委員長（山本英俊君） ただいまの出席委員は7名です。定足数に達しておりますので、これより厚生環境常任委員会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本日の委員会は、今定例会初日に付託されました議案の審査を行います。

審査については、一問一答方式で簡潔に質問され、また市当局の答弁もわかりやすく説明していただきたいと思います。

なお、本日は、委員外議員の傍聴を許可しますので、ご承知おきください。

質疑は、委員の質疑を受けた後に傍聴議員の質疑を受けたいと思います。傍聴議員の質疑は、さきの申し合わせのとおり会派の割り当て人数により行います。質問は1問とし、再質問は1回までといたします。

審査に入る前にお諮りいたします。本日は、円滑な審査を行うため、お手元に配付した議案審査日程により審査を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本英俊君） ご異議なしと認め、そのようにいたします。

それでは、初めに条例等の審査を行います。

議案第83号 甲斐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の件を議題といたします。

議案について、当局の説明を求めます。

戸澤子育て支援課長。

○子育て支援課長（戸澤文香君） お疲れさまでございます。

子育て支援課より、議案第83号 甲斐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の件につきましてご説明をさせていただきます。

議案書の13ページ、また議会資料の8ページになります。

まず、提案理由になります。

議案書13ページをお願いいたします。

下から3行目になります。成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の制定に伴い、成年被後見人等に係る欠格条項の規定を整備する必要があります。これがこの条例案を提出する理由でございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものであります。

それでは、議会資料8ページ、新旧対照表をごらんください。

第22条第2項第2号中、「法第34条の20第1項第4号」を「法第24条の20第1項第3号」に改めるものです。これは、家庭的保育を行うことができる者の条件といたしまして、児童福祉法の養育里親となることのできない者を規定している条文を引用しており、条文中の成年被後見人または被補佐人の号を削ったことにより、条ずれが生じたための改正となります。

以上、説明とさせていただきます。ご審議をよろしくお願いいたします。

○委員長（山本英俊君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。質疑はありませんか。

谷口委員。

○委員（谷口和男君） ちょっとあまり詳しくなくて、質問なんですけれども、家庭的保育事

業というのは、具体的にはどういう事業をされているのでしょうか。

○委員長（山本英俊君） 伊藤係長。

○保育係長（伊藤 敦君） 家庭的保育事業に関しましては、地域型保育事業の1つの種類となります。こちらの保育事業に関しましては、認可定員が1名から5人、保育の実施場所としては、保育者の居宅、その他の場所、施設で行える事業となります。本市において、このような類型に属される保育所はございません。

以上です。

○委員長（山本英俊君） そのほか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本英俊君） なし。はい。

ほかに質疑はありませんか。

なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本英俊君） 大丈夫ですか。

なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で質疑を終了します。

これより議案第83号 甲斐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の件について、討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本英俊君） 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより議案第83号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本英俊君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第83号を終わります。

次に、議案第99号 指定管理者の指定の件を議題とします。

議案について当局の説明を求めます。

戸澤課長。

○子育て支援課長（戸澤文香君） 続きまして、子育て支援課より、議案第99号 指定管理者の指定の件につきまして説明をさせていただきます。

議案書の85ページ、また議会資料の51ページから55ページになります。

まず、議案書85ページをお願いいたします。

地方自治法第244条の2第3項及び甲斐市立保育所条例第3条の規定により、公の施設の管理につきまして、次のとおり指定管理者を指定するものであります。

施設の名称は、甲斐市立竜王西保育園、位置につきましては、山梨県甲斐市竜王1671番地であります。

指定管理者となる団体は、山梨県甲府市宮原町1191番地、社会福祉法人さくら会、理事長、桜林幹夫氏で、指定期間は、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間です。

提案理由につきましては、地方自治法第244条の2第6項の規定によりまして、議会で議決をいただくものであります。

それでは、議会資料51ページをお願いいたします。

指定管理者の指定までの経過について説明をさせていただきます。

対象施設は、甲斐市立竜王西保育園、募集につきましては、公募といたしました。

次に、募集及び審査等の経過であります。令和元年5月28日に指定管理者制度導入検討委員会が開催されまして、指定管理者期間が今年度で満了となるため、その後の管理運営方法について協議をいたしました。その結果、引き続き指定管理者制度を活用すること、また公募による選定とし、指定管理期間は5年間とすることとなりました。

令和元年8月22日、指定管理者選定評価委員会を開催いたしまして、指定管理者募集要項、仕様書、選定要領の審査をしていただきました。

9月2日から9月27日の間、子育て支援課窓口、広報紙及び市ウェブサイトにて公募を開始いたしまして、募集要項等の配布、申請受け付けを行いました。

9月12日、業務説明会及び現地見学会を予定しておりましたが、参加申し込みはありませんでした。

9月12日から19日の間、募集に対する質問受け付けを行いました。質問等はございま

せんでした。

9月24日、現在の指定管理者であります社会福祉法人さくら会が申請書類を提出いたしました。

10月8日、指定管理者選定評価委員会を開催いたしまして、事務局と担当であります子育て支援課で書類等の第1次審査を行いました。応募書類等の不備もなく、資格要件も満たすものでありました。

10月25日、指定管理者選定評価委員会が開催され、2次審査及び最終審査としまして、財務分析、応募団体のプレゼンテーション、ヒアリングを行い、10月31日の候補者選定の報告に至ったものであります。

11月1日には、さくら会に指定管理者選定結果通知を送付させていただいております。

資料52ページをお願いいたします。

仮協定書の締結につきましては、12月定例会において指定管理者の指定について議決されるまでの間ということで、11月12日に締結させていただいております。今回の12月定例会の議案の提出をさせていただき、議決をいただきましたら、基本協定書の締結を予定しております。

その後、令和2年度の当初予算の議決前でありますので、年度の仮協定書の締結をしまして、令和2年4月1日に年度協定書の締結、指定管理者としてさくら会による竜王西保育園の管理運営が始まります。

資料の53ページをお願いいたします。

こちらは基本協定書の概要になります。説明をさせていただきます。

1の施設名称、次の2の指定管理者となる団体、また3の指定期間は、先ほど申し上げましたとおりであります。

4、指定管理者が行う管理業務の範囲につきましては、（1）保育の実施に関して市長が指定する業務、これは保育料徴収を除きます保育園運営業務になります。（2）保育所の施設の維持管理及び修繕に関する業務、（3）そのほか市または指定管理者が必要と認める業務となっております。

5、このうち管理施設の改修費用等につきましては、原則として市がその必要性を判断し、1件につき50万円未満の修繕につきましては、指定管理者の費用と責任において実施するとしております。

6、情報管理につきましては、各法令、基準に準拠するとしております。

7、備品等の扱いについては、備えつけの備品や現在備品台帳に記載されている備品を1種の備品としまして、無償で貸与するとしております。

また、修繕については、1件につき50万円未満のものについては、指定管理者の費用と責任において実施することとしております。

また、これらの更新、新規購入は、金額にかかわらず、指定管理者の費用と責任となります。

続いて、54ページをお願いいたします。

8、業務実施に係る市の確認事項であります。指定管理者は、毎年度市が指定する期日までに事業計画書を提出することとし、また毎年度終了後60日以内に事業報告書を提出することとしております。

9、指定管理料の支払いは委託料として支払い、その額は国が定める公定価格に基づき算出した金額を参考にするとしており、詳細は年度協定で定めるものとしております。具体的には、児童福祉法によります保育所運営費国庫負担金についてで定められました国の基準支弁額、いわゆる私立の保育所に支払われております運営費と延長保育事業、一時預かり事業、障がい児保育事業、地域子育て支援拠点事業に関する国、県、市の関連法令に準じました補助金金額となります。ただし、延長保育の時間拡大と指定管理者が独自で行う提案事業につきましては、委託料としての上乗せはいたしません。

10、指定管理料の精算になります。市は、指定管理者に支払う指定管理料の不足分については、精算を行わないものとしております。

次の(2)になりますが、市は、指定管理者が協定に定められた管理運営を遵守している限り、指定管理者の自助努力を促すため、原則として指定管理料の余剰金は精算しないものとしておりますが、ただし、指定期間終了後において、指定期間中の総収入額のおおむね5%以上の余剰金が発生した場合は、市と指定管理者が協議を行うものとしており、この部分が今回新たに追加された箇所になります。ある程度の余剰金の返還基準を定めることで、利益に走る運営への抑制ができると考え、提案をしていただいたものになります。

11、一時預かり事業と利用料金収入の取り扱いですが、これらの利用料金を指定管理者の収入といたしまして収受することができるとし、指定管理料からは差し引くこととなります。

12、違約金であります。基本協定締結後、指定開始日までの間に指定を辞退した場合、また業務を実施しない場合につきましては、事業年度の指定管理料総額の10%に相当する

額の違約金を支払うものとしております。

55ページをお願いいたします。

こちらは年度協定書の概要となっております。

今回、竜王西保育園の運営の指定管理者として、引き続きさくら会が選定されましたが、指定管理制度になってからの竜王西保育園ですが、導入時は保護者の反対等もあったと聞いておりますが、この5年間においては、保護者の評判も大変よく、保護者アンケートでも高い満足度を得ております。

竜王西保育園内に設置しております地域子育て支援拠点事業も、利用者から高い評価を受けており、利用者も多い状況となっております。

また、会計処理におきましても、公認会計士を雇用いたしまして適正に行われており、保育運営全体としても、適正に運営管理がされております。

昨年度の指定管理者の施設管理運営に対する評価結果におきましても、評価基準4段階での一番高いA評価となっております。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○委員長（山本英俊君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

質疑ありませんか。

谷口委員。

○委員（谷口和男君） すみません、54ページの指定管理料の精算という形で、指定管理料の余剰金が出た場合は、返還を求めることができるとなっているんですけども、保育士の待遇という面でいくと、やっぱり指定管理料が余剰が出るということは、保育士の待遇とかそういう面で、少し公立と比べて落ちている可能性が認められると思うんですよね。

それで、余剰金を返還することであれば、保育士の待遇改善とか、そういう形につながらないような気もするものですから、できれば待遇改善につながるような、ちょっと加えていただけないかなと。今回というわけじゃないんですけども、そういう形をお願いしたいんですけども、いかがですか。

○委員長（山本英俊君） 戸澤課長。

○子育て支援課長（戸澤文香君） 指定管理料自体、まず国の公定価格に基づくものをお支払いしておりますので、私立保育園と同じような形での支払いとなっております。

それに対しまして、事業を運営していく中で余剰金が発生した場合になるんですけども、

自助努力の中で余剰金が発生する分につきましては、例えば賄い材料費をたくさん、さくら会の場合は、さくら会だけではなくて、甲府市のほうにも保育園持っていますので、そこで共同で購入することによりまして、安価で賄い材料費が購入できるとか、そういう形でのちょっとした本当に努力の中での余剰金につきましては、5%以内であれば認めるものとしておるわけですが、余りにも5%以上の余剰金が出た場合には、その管理の中でも、運営のほう適正にできていないのではないかということもありますので、その辺は本社に対するアンケート調査の結果とかそういうものも加味した中で、うちのほうでも指導をしていく形をとっております。

また、保育士に対する処遇につきましても、処遇改善の1、また処遇改善の2を導入した形での指定管理料の支払いをしておりますので、今後、処遇改善、待遇につきましては、うちのほうでも注視しながら、指導のほうもしていきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（山本英俊君） 谷口委員。

○委員（谷口和男君） 努力をお願いしたいのと、やっぱり指定管理と言っても、公立ですから、公立の保育士さんと同レベルの待遇でやっていただけるようにご努力をお願いしたいと思います。意見です。

○委員長（山本英俊君） 次、伊藤委員。

○委員（伊藤 毅君） 一応確認なんですけれども、今までどおり変わらずというまずことですよね。あと、変わったのは、この基本協定の10番の部分がちょっと変わったということで、その部分だけっていうことですよ、まず。

○委員長（山本英俊君） 戸澤課長。

○子育て支援課長（戸澤文香君） そのとおりでございます。

○委員長（山本英俊君） 伊藤委員。

○委員（伊藤 毅君） 仮に、この指定管理が、今回募集がなくて継続だったということなんですけれども、もし募集があったときに、5年単位でかわっちゃう可能性ももちろんあるということですか。

○委員長（山本英俊君） 戸澤課長。

○子育て支援課長（戸澤文香君） 今回も公募でさせていただいた理由の中には、1社以上出てくることも想定しての中になりますので、5年で、今回2社例えば出てきた場合に、公募の中で入札をしまして、その入札結果がさくら会でないところに決まった場合には、そちら

のほうにお願いをするということで、5年ではなくて、かわる場合もあるということでおります。

○委員長（山本英俊君） 伊藤委員。

○委員（伊藤 毅君） 実際、ほかの保育園でも、かわったという前例はありますか。

○委員長（山本英俊君） 戸澤課長。

○子育て支援課長（戸澤文香君） 指定管理を県内で行っているところは、私が知っている限りですと、笛吹市、また南アルプス市で行っているということ聞いておりますが、そちらにつきましては、知っている限りですと、変更はないという形でお話は聞いております。

○委員長（山本英俊君） 伊藤委員。

○委員（伊藤 毅君） 先ほども保護者のアンケートとか、そういった形をとっているということですが、保育とか幼児のその時期っていうのは、とても子供って敏感というか、繊細なところがありまして、私の知っている限りでも、例えば先生がかわったら、幼稚園行くのが嫌になっちゃうとか、保育園行くのが嫌になっちゃうというようなこともあるんですよ。だから、例えばそういった評価で、今、さくら会が評価がすごくいいということであれなんですけれども、万が一かわるときでも、そういったところもやっぱり調査して、やっぱり子供たちの健全育成というのが最優先だと思いますので、その辺の研究をよろしくお願いいたします。要望です。

○委員長（山本英俊君） じゃ、要望でよろしいね。

そのほか。

横山副委員長。

○委員（横山洋介君） まず、確認したいのが、53ページの備品等の1種なんですけれども、これは具体的に挙げるとどういったものがありますか。

○委員長（山本英俊君） 戸澤課長。

○子育て支援課長（戸澤文香君） 先ほどもちょっと申し上げましたけれども、今、前、竜王西保育園、公立だったときの竜王西保育園で使っておりました備品、楽器ですとか、あとは机、いす等ございますけれども、そういう既存で使っていたもの、また27年度から竜王西保育園がさくら会のほうに指定管理のほうに変更されたわけなんですけれども、そちらのほうで購入をしました、鼓笛とか頑張ってやっていますので、そこで購入しました鼓笛の楽器等もございます。また、オルガン等も新たに壊れてしまったもの等購入しておりますけれども、そういう既存であるものにつきましては、1種の備品としての取り扱いのほうをさせていた

だいております。

○委員長（山本英俊君） 横山副委員長。

○委員（横山洋介君） 先ほどの次のページの10番の新たにふやした項目で、こういった縛りをつけているんですけれども、今の現状で、そういった備品等が壊れた場合のために、本来であれば、企業はそういったお金を積み立てするわけですね。ここでこういう縛りをしたときに、経営的にやっていけるのかどうかっていうのがちょっと気になるんですけれども、そういったところでは問題がないのでしょうか。

○委員長（山本英俊君） 戸澤課長。

○子育て支援課長（戸澤文香君） 指定管理料の精算につきましては、今回このおおむね5%というパーセントの限度額を設けましたのは、提案によるものになりますので、そこはさくら会のほうで、今回提案するに当たって、5%にしようか、7%にしようかって決めたところは、5%でやっているという中での判断だと思っておりますので、これを受け入れた形での協定となります。

○委員長（山本英俊君） 横山副委員長。

○委員（横山洋介君） あと、もう一点ちょっと、先ほど最終的な評価というのがAランクということで、一番最高点をとっているということ。私の聞く限りだと、周辺の住民の方にもご協力いただいたりとか、今度こういうことをやっていきますよということで受けているんですけれども、ちょっと保育士さんの処遇の問題、さっき谷口議員も言っていましたけれども、そういったことがちょっとうわさ的に入ってくる部分もあるんですね。

保育士さんがころころかわったりとか、あとそういう待遇面というのを、こういう基本協定書にも書いてないんですけれども、そういった保育士さんのそういう処遇の保護というか、そういったものっていうのは、外部評価もされていると思っておりますけれども、そういった中ではどういうふうな評価になっていますか。

○委員長（山本英俊君） 戸澤課長。

○子育て支援課長（戸澤文香君） 竜王西保育園、さくら会になりまして5年たつ中で、昨年度、パワーハラスメントのマニュアルをつくるようにということで、外部の委員さんのほうから指摘がございました。それで、ことしになりまして、6月ですか、パワーハラスメントのマニュアルのほうですか、そちらのほうも作成するよう形をとっておりますので、さくら会としても、その辺につきましては改善をしていく方向を見せております。

○委員長（山本英俊君） そのほか。

五味委員。

○委員（五味武彦君） 今後発生する指定管理料の金額になります。今まで5年間おやりになっていて、指定管理料って年間決まっていると思います。新たに来年度からやるということになると、もろもろ保育料の無償化とかいろいろな部分もあるし、消費税の増税なんかもあるかと思いますが。ということは、現状の、例えば今年度の指定管理料と比較して、来年度はどうなるのか。来年度と言おうか、次の5年間になるかもしれませんけれども、上がるのか下がるのか、こういう予測まではできますか。

○委員長（山本英俊君） 戸澤課長。

○子育て支援課長（戸澤文香君） 指定管理料になりますが、昨年度1億3,500万円で指定管理料をお支払いをしております。今回、指定管理の指定申請書ということでさくら会の方に出していただきました書類の中では、令和2年指定管理料1億3,500万円、また令和3年以降も1億3,750万円、令和4年度が1億3,900万円と、公定価格を考えた中の、公定価格の上昇率を考えた中での指定管理料のアップのほうを考えてはおりますが、うちのほうで基本協定をするに当たりまして、その年その年の公定価格を基準として行うということになりますので、その辺は、うちのほうでもお支払いのほうにつきましては、ほかの私立保育園と同じような形での措置のほうをさせていただきたいと思っております。

○委員長（山本英俊君） 五味委員。

○委員（五味武彦君） 今聞くと、大体250万円ずつ上がっているかなと。アバウト、それぞれその年によって公定価格の違いがあるかと思う。一応そのぐらいの値上げ率になるかということだと思います。

続いて、いいですかね。

指定管理料の精算とか、ここになりますけれども、今までの5年間に対してのチェックは、もちろん毎年されていると思うんです。それから、今年度、その5年間やった場合の精算というの、仮定というのはされたんですか、チェック。

○委員長（山本英俊君） 戸澤課長。

○子育て支援課長（戸澤文香君） 毎年8月になりますが、その前年度の指定管理の評価委員会の中で、外部の委員さんも含めて、収支、そちらのほうのチェック、また運営のチェック全てしております。

その中で、昨年度、さくら会につきましてはA評価ということで、一番いい評価をいただいているという形ですので、収支につきましても、もちろん正しくされているかどうかの、

適正な収支がされているかどうかの判断はしております。

○委員長（山本英俊君） 五味委員。

○委員（五味武彦君） この指定管理料の精算というのは、業者みずから申し出たということだと思うんですが、多分これ、無償化によって、公私立保育料の値上げ、便乗値上げ等々が考えられるという部分だと思うんですよ。多分ここの園はそういったことはないと思うんですが、ちょっとかけ離れますけれども、このさくら保育園とは違うんだけれども、市内でそういう便乗値上げ等々の動きというか、それをどういうふうにチェックしているか、ちょっとお聞かせいただけますか。

○委員長（山本英俊君） 戸澤課長。

○子育て支援課長（戸澤文香君） 保育料、認定こども園、また市内の私立、公立含めまして、保育料につきましては、全て市のほうの要綱のほうで決まっております。

保育料につきましてはの便乗値上げは、そうならない形にはなるんですが、ただ、実費部分、こちらにつきましては、例えば今回副食費が実費になりますし、あとは遠足代とかそういうものも、今、実費で取っているかと思いますが、副食費につきましても、今回国のほうで4,500円相当でということでお話があったときに、私どもとしまして、公立保育園はもちろん4,500円でさせていただくんですけども、私立保育園につきましても、園長会議を開かせていただきまして、その席で、基準は大体4,500円でありますので、強制はできないんですけども、4,500円の賄い材料費のほうで基準としてやっていただけますかということをお願いはしてあります。ですので、賄い材料費はあくまでも実費に対する費用になりますので、便乗値上げというものではないと思われま。

ただ、未移行の幼稚園につきましては、それぞれの幼稚園で利用料を決めておりますので、県内の幼稚園の中にも、便乗といいますか、今回保育料の無償化が始まった時点で、いろいろ考えた中で値上げをしているということは耳には入っておりますけれども、市内の中では今のところございません。

○委員（五味武彦君） 以上です。

○委員長（山本英俊君） ほかになければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

内藤議員。

○議員（内藤久歳君） 先ほどの説明の中で、評価が非常によかったと。A評価ということの報告を受けたんですけども、この評価する基準とかそういうものは、どんな形でやられて

いるのか。

○委員長（山本英俊君） 戸澤課長。

○子育て支援課長（戸澤文香君） 評価の中には幾つか項目がございまして、施設によるサービスの提供、こちらにつきましては、児童の安全確保と保護者が安心する適切な保育体制が確立できているかどうかというので評価をしております。これにつきましても、A評価になっております。

また、事業の実施内容、こちらは地域の子育て支援拠点事業を行っていますが、こあらというものをやっているんですけれども、そこの利用者が多いかどうか、また子育て支援に欠かせない交流の場となっているかどうか、そういうところの評価をしております。

また、施設の管理につきましては、仕様書に基づいた各種法定点検等の施設管理が適切にされているか、また歳入歳出につきましても、適正な経理事務が実施されたかという形での6項目、7項目、そのぐらいの評価の基準の中での評価をしている形となっております。

○委員長（山本英俊君） 内藤議員。

○議員（内藤久歳君） その評価ですけれども、それは市のほうでやるということですか。誰がするですか。

○委員長（山本英俊君） 戸澤課長。

○子育て支援課長（戸澤文香君） 評価につきましては、第1号委員さんと言いまして、3人の外部の委員さんがおります。税理士、また元大学教授で、今、中小企業の診断士をされています先生、またもう一人は税理士の先生ですね。3人の方が外部としておりますが、それ以外に。第2号委員としまして副市長、また第3号委員としまして各部長が入っている形となっております。

以上です。

○議員（内藤久歳君） ありがとうございます。

○委員長（山本英俊君） 斉藤議員。

○議員（斉藤芳夫君） さっき54ページの10番のところ、共産党さんからそんな話が出たけれども、指定管理料の精算、指定管理期間終了後において、5%余剰金が出た場合は協議を行うと。この項目について、ちょっと私、民間の事業者なんで、5%以上の余剰金が出た場合に返還するみたいな協議は、若干腑に落ちない。

何を言うかということ、やっぱり利益を出す、法人税を払う、内部留保して力をつけるということは事業として当たり前。これを、指定管理者と市が協議をして、場合によっては精算

をするみたいな話だと、次に7年過ぎたときに、その事業者はどういうふうを感じるかということを見ると、やっぱりこの辺のところは、もっとしっかり、例えば事業者がいいと言ったから、ここにこういうふうに書いたというふうに、条例改正というか、しちゃうと、若干問題があるというふうに思いますけれども、その辺は、この業者さんがいいと言ったから、こういうふうにしたということですか。

○委員長（山本英俊君） 戸澤課長。

○子育て支援課長（戸澤文香君） こちらの5%以上の余剰金の制限につきましては、あくまでも利益に走る運営への抑止という形のものから提案のほうをさせていただいております。

先ほども申し上げましたけれども、この5%という数字につきましては、提案としてさくら会のほうで出しておりますので、そちらのほうは、うちのほうで受け入れる形での5%以上となっております。

○委員長（山本英俊君） 斉藤議員。

○議員（斉藤芳夫君） それはそれとして、それじゃ53ページに戻って、50万円未満の修繕その他、あるいは備品についても、年数がかさめばかさむほど、いわゆる修繕とか備品の交換とか、いろいろお金がかかってくる。そういった場合に、50万円未満だと、全部指定管理者の責任のもとにやるという話になると、いい設備があっても、導入し切れないということにつながっていく可能性があるんだけど、その辺はどうですか。

○委員長（山本英俊君） 戸澤課長。

○子育て支援課長（戸澤文香君） 今回、修繕費、また備品につきましては、50万円未満という形での金額のほうの提示のほうをさせていただいております。

第1次するとき、27年度るときに、こちらのほうの金額を決めるに当たりまして、笛吹市がちょうど指定管理を行っていたということもありますので、ちょっとそちらのほうを参考にさせていただいたところ、20万円という金額の提示がございました。

私どもとしましては、竜王西保育園、まだ保育園のほう新しいということもございまして、第1次につきましては、20万円ではなくて、50万円未満という形での金額のほうの設定をさせていただいております。

また、第2期につきましては、また6年目から10年目ということなんで、まだまだ設備のほうも新しいということもありますので、今回も50万円という形で提示のほうをさせていただいておりますが、今後また年数がたつにつれて、この50万円がまた20万円となるかもしれませんけれども、そのときにはまた要綱、また募集要項とか仕様書のほうの見直しを

させていただいた中で決定のほうはさせていただきたいと思います。

○委員長（山本英俊君） ほかにありませんか。

長谷部議員。

○議員（長谷部 集君） 私立の保育園なんかは、山梨県の保健福祉部の監査指導室のほうで毎年詳細な監査、チェックを受けるわけですけども、公立で指定管理の事業所というのは、その辺はどうなっているんでしょうか。

○委員長（山本英俊君） 伊藤係長。

○保育係長（伊藤 敦君） 竜王西保育園のほうに関しましても、県のほうの指導、監査が年に1回入っているところであります。

○委員長（山本英俊君） 長谷部議員。

○議員（長谷部 集君） それは経理面も含めて全部ということですか。

○委員長（山本英俊君） 伊藤係長。

○保育係長（伊藤 敦君） そのとおりであります。

○委員長（山本英俊君） ほかに。

〔発言する者なし〕

○委員長（山本英俊君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

以上で質疑を終了します。

これより議案第99号 指定管理者の指定の件について、討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本英俊君） 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより議案第98号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本英俊君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第99号を終わります。

ここで、暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午前10時12分

再開 午前10時13分

○委員長（山本英俊君） 会議を再開します。

次に、議案第97号 山梨西部広域環境組合の設置に関する協議の件を議題とします。

議案について当局の説明を求めます。

中込環境課長。

○環境課長（中込広人君） 大変お疲れさまでございます。環境課です。よろしくお願いいたします。

それでは、環境課から議案第97号 山梨西部広域環境組合の設置に関する協議の件につきましてご説明をさせていただきます。

甲斐市定例市議会議案につきましては79ページを、甲斐市定例市議会資料につきましては別冊になりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

本議案の提案理由であります。一部事務組合の設置に関する協議につきましては、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を得る必要があることから、本案件を提出するものであります。

協議の内容につきましては、地方自治法第248条第2項の規定により、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、中央市、市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町及び昭和町は、ごみ処理施設に関する事務を共同で処理するため、別紙規約により一部事務組合を設置することについて協議するものであります。

規約の内容であります。80ページ、81ページをお願いいたします。

規約の内容につきまして、第1条から順にご説明させていただきますと、第1条は、組合の名称の規定であり、山梨西部広域環境組合としております。

第2条は、組合を組織する地方公共団体を規定しており、本市を含む5市6町をもって組織することとしております。

第3条は、組合の共同処理する事務の規定であり、組合は、ごみ処理施設の設置及び管理並びにこれに附帯する事務を共同で処理することとしております。

第4条は、組合の事務所の位置の規定であり、組合の事務所は中央市に置くこととしてお

ります。

第5条は、組合議員の定数の規定であり、組合議会の議員の定数は16人とし、関係市町の定数は、市が2名、町が1名としております。

第6条は、組合議員の選出方法の規定であり、第1項においては、組合議員は、関係市町の議会において、当該議会の議員のうちから選挙することとしております。また、第2項では、欠員を生じたときは、その欠員となった議員を選出した関係市町の議会において、速やかに補欠議員を選挙しなければならないこととしております。

第7条は、組合議員の任期の規定であり、組合議員の任期は、関係市町の議会の議員の任期によるものとしております。また、第2項では、補欠議員の任期は、前任者の残任期間としております。

第8条は、組合議会の議長及び副議長の規定であり、組合の議会に議長及び副議長を置くこととしております。また、第2項では、議長及び副議長は、組合の議会において組合議員のうちから選挙することを、第3項では、議長及び副議長の任期は、組合議員の任期によることとしております。

第9条は、執行機関の規定であり、第1項で組合に管理者1人、副管理者10人及び会計管理者1人を置くことを、第2項では、管理者は関係市町の長の互選とすることを、第3項では、副管理者は、管理者以外の関係市町の長をもって当てることを、第4項では、会計管理者は、管理者の属する市町の会計管理者をもって当てることとしております。

第10条は、組合の執行機関の任期の規定であり、管理者及び副管理者の任期は、関係市町の長の任期によることとしております。

第11条は、組合の執行機関の職務権限の規定であり、第1項では、管理者は、組合を統括し、及び代表し、並びに組合の事務を管理し、及び執行することとしており、第2項においては、副管理者の職務代理について定めております。

第12条では、監査委員の規定であり、監査委員は2人を置くこととし、組合の議会の同意を得て、知識、経験を有する者及び組合議員のうちから各1人を選任することを、監査委員の任期は、知識、経験を有する者から選任される者にあつては4年、組合議員から選任される者にあつては、議員の任期とすることとしております。

第13条は、補助職員を規定しており、組合には、第9条の執行機関のほか必要な職員を置き、その定数は条例で定めることとしております。また、第2項では、職員は、管理者が任免することとしております。

第14条は、組合経費の支弁方法の規定であり、まず第1項として、組合の経費は、関係市町の負担金、その他の収入をもって支弁することとしており、第2項では、負担金の額は、組合議会の議決を得て毎年度定めるものとし、その負担割合は、別表に掲げるとおりとすることとしております。

別表につきましては、82ページをお願いいたします。

まず、施設建設費及び附帯する経費につきましては、均等割10%、人口割90%であり、運営管理費につきましては、均等割10%、人口割30%、処理割60%としております。

また、備考として記載がございますが、人口割の基準となる人口であります。施設建設費が国勢調査人口とし、運営管理費については住民基本台帳人口としております。

処理量割の基準となる処理量につきましては、前々年度の処理量としております。

81ページにお戻りをお願いいたします。

附則といたしまして、組合の規約は、令和2年2月1日から施行することとしており、経過措置といたしまして、第3条では、共同処理する事務として施設の管理を規定しているところではありますが、現に関係市町が設置しているごみ処理施設の管理及び運営に関する事務につきましては、当該施設の廃止に至るまでの間、共同処理する事務から除くものとしております。

次に、組合における施設建設のスケジュールや実施計画について、定例市議会資料別冊によりご説明をさせていただきます。

別冊資料ですね、目次に山梨西部広域環境組合設置に関する協議についてという別冊のほうがありますので、そのほうをごらんいただきたいと思います。

この別冊資料につきましては、11月20日に開催されました本常任委員会で配付、ご説明いたしました内容とおおむね同様な内容であり、一部に修正箇所がございます。

時間の関係上、それぞれのポイントと修正部分についてご説明させていただきますと、まず1ページの事業全体のスケジュールであります。変更箇所はございません。

施設建設に必要な各項目について、それぞれ年度ごとに行う事務スケジュールを一覧にしたものであります。ポイントは、ピンク色で示しております線や矢印でありまして、ピンク色の線につきましては、竣工までのリードタイムを決定する工程であり、いわばスケジュールをコントロールする指針でございます。

また、ピンクの矢印は、遅延が認められない事務の完了期限であり、遅延いたしますと他の工程に影響を及ぼし、令和13年4月の操業開始ができないこととなりますので、特に留

意が必要な点でございます。

別冊資料 2 ページをお願いいたします。

新ごみ処理施設の実施計画といたしまして、各事業、各年度における事業費の一覧表でございます。

前回の資料と一部変更箇所がございます。令和 2 年度に金額の記載にある項目のうち、用地等購入費の 400 万円を追加したところであります。この 400 万円の内容は、不動産鑑定委託事業であり、組合における令和 2 年度当初予算の内容と整合を図ったところでございます。このため、総事業費も 400 万円増加いたしますので、総事業費は 286 億 4,080 万円に変更となっております。

別冊資料 3 ページをお願いいたします。

総事業費 286 億 4,080 万円に対する各市町の年度ごとの負担金の試算でございます。負担金の額も不動産鑑定料委託事業の 400 万円を追加することにより修正しておりますが、修正後の甲斐市の負担金の総額は 45 億 7,471 万 1,000 円となっております。

また、前回の本委員会においてもご説明いたしましたが、下段の米印にあるとおり、用地購入費につきましては、起債の充当率は 100%、ただし償還金に対する交付税措置は、現在のところ該当しないところでございます。

用地以外の起債につきましては、貸し付け期間が 20 年、うち 3 年の据え置き、充当率 90% であり、この表においては、償還金に対する交付税措置分は除いております。

実際には、交付税措置は償還額の 50% となっておりますので、交付税措置が満額適用となった場合、本市の負担金の総額は約 30 億円ほどとなると考えております。

なお、この負担金の額は、あくまでごみ処理施設建設に係る本体工事費及び関連事業に関するものであり、このほかにも一部事務組合職員の人件費、事務費等や、令和 13 年度からはごみ処理施設の維持管理費が発生することとなっております。

このことも踏まえますと、令和 12 年度まで、現在の中巨摩、峡北の 2 つの組合の負担金に加え、これらの金額が上乘せとなり、非常に財政負担が大きいものとなりますが、令和 13 年度からは、現在支出しております負担金の額より減額を見込んでおります。

具体的には、現在、2 つの組合にごみ処理の負担金として毎年約 6 億円強を支出しているところでございますが、令和 13 年度からは、少なくとも現在の 6 割から 7 割程度になるものと考えております。

以上、議案第 97 号 山梨西部広域環境組合の設置に関する協議の件につきましてのご説

明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（山本英俊君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

質疑はありませんか。

横山副委員長。

○委員（横山洋介君） 先日新聞にも載っていたと思うんですけども、みたまの地区で説明会とか行われて、直接わからない部分もあると思うんですけども、反対している地域の皆さんの状況というか、それに伴って、こっちのほうに影響が来るのかどうか、その点でわかる範囲で教えてもらいたいです。

○委員長（山本英俊君） 中込課長。

○環境課長（中込広人君） 浅利地区の隣接しております大塚地区から反対の声が上がっているというふうなことを聞いているところでございます。

また、その内容につきましては、農業に対する風評被害というふうな心配があるというふうに伺っております。

また、それに対する対策協議会のほうも設立というか、立ち上がったというふうなことも聞いております。

また、今度、今までもごみ処理の推進協議会のほうでも、説明なり、また先進地の視察なりのほうのお誘いもしているところでございますけれども、引き続き、一部事務組合が2月に立ち上がるわけですが、一部組合のほうでも引き続き丁寧な説明等を重ねていくものと考えております。

○委員長（山本英俊君） そのほか。

谷口委員。

○委員（谷口和男君） 事務組合が中央市のほうに設置されるということで、浅利地区全体とされていると思うんですけども、ちょっと私どもも中央市と甲斐市と南アルプス市と市川三郷の知り合いの議員でちょっと意見交換を行ったんですよ。

それで、浅利地区は、中央市の新しいハザードマップでいくと、5メートルから10メートルの浸水が予想されるということで、一番水害に弱い地区になるということと、それと1週間前後は交通ができないだろうと、もしなった場合、水没した場合ですね。それで、その対策どうなっているのかちょっと確認したところ、施設に関しては、かさ上げをして使用するということなんですけれども、こちらから運ぶ場合、橋を渡りますよね、対岸のほうになりま

すから。その辺の堤防というか、そういう災害対策というのは予定されているんですかね。

○委員長（山本英俊君） 中込課長。

○環境課長（中込広人君） 3地区から選定するときに、やはりハザードマップのところがありまして、確かに浅利地区のほうは評価がその部分は低かったと。委員さんがおっしゃるとおり、かさ上げ等に対して対策をしていきたいといったことも資金計画のほうにも一応盛り込んでいるところでございます。

また、今度、通行というふうなものも当然課題になってくるかと思えますけれども、現在のところ、そこまで深くはまだ議論されていないところでございますが、場所が決まったというふうな中で、一部事務組合が立ち上がった中で、その辺のことは十分に検討されるものと考えております。

○委員長（山本英俊君） 谷口委員。

○委員（谷口和男君） それと、万が一、3つの広域に分かれるわけですね、山梨県全体で。それで、こちらのほうは長期間使えない場合は、甲府市の施設を利用するとか、そういうふうな協定なのか、対策とか、そういうのとかは3つの地区でやっているのでしょうか。

○委員長（山本英俊君） 中込課長。

○環境課長（中込広人君） 実際に災害になって使えなくなった場合に関しては、受け入れの協定なり、そういった協議がなされるかと思えますけれども、現在のところはそういった動きはないところでございます。

○委員長（山本英俊君） 谷口委員。

○委員（谷口和男君） 災害対策等、ぜひ今後十分やっていただくことを要望して、お願いします。

○委員長（山本英俊君） 要望ということでお願いします。

そのほか。

五味委員。

○委員（五味武彦君） 附則のところ、2のほうで、ちょっと意味がちょっとわかんないんですよ。最後の行の当該施設の廃止に至るまでの間、共同処理する事務から省くものと。何のことを言っているかちょっとわかんないんで、もう一回ちょっと平たく説明できますか。

○委員長（山本英俊君） 中込課長。

○環境課長（中込広人君） お答えします。

まず、第3条を見ていただきたいと思います、組合は、ごみ処理施設の建設及び管理並びに

これに附帯する事務を共同処理するというので、管理もするというふうになっております。実際に令和13年度までは管理する業務はありませんので、建設のみというふうになっております。ですが、令和13年度までは甲斐市とすれば中巨摩広域と峡北広域で管理運営やっていますので、その令和13年度までは、管理部分につきましては両組合でしますよ。令和13年度までは、山梨西部広域事務組合では管理はしませんよというふうなものの条文でございます。

○委員長（山本英俊君） 五味委員。

○委員（五味武彦君） 続いて、この協議会が発足するというのであれば、組合の議会の議員の選出もしなきゃならないということだと思うんですよ。2月1日から施行するということは、もうそれぞれの市町村でそれぞれの議員の手配ということまでやるのか。実際はその協議会の発足、議員がかかわる議会というのをいつからやるのか、この辺ちょっと説明いただけますか。

○委員長（山本英俊君） 中込課長。

○環境課長（中込広人君） 各11の市町の中では、12月定例会市議会、町議会のほうで、まずこの規約のほうの承認をしていただいた後に、3月の定例会のほうで議員さんの選出をお願いしたいというふうなことで、今、考えております。

その後、初議会というふうな形の中で、当然ながら2月には組合が発足すれば、そこで組合でも条例が必要ですので、そういう条例の専決処分をする中で、3月に議員さんの選出、そして4月以降に初議会というふうな予定を組んでいるところでございます。

○委員長（山本英俊君） 五味委員。

○委員（五味武彦君） その場合、今のこの中巨摩広域、それから峡北広域と、ごみ処理をしていますよね。その組合と、平たく言えば議員がダブるのかどうなのか、その辺はそれぞれのやり方なんですか。その辺、何か関連性があるようでないような、そこまでの方向性はないんですかね。

○委員長（山本英俊君） 中込課長。

○環境課長（中込広人君） それは私どもで決めるものでなくて、議会の判断になるかと思えます。

○委員（五味武彦君） 結構です。

○委員長（山本英俊君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

齊藤議員。

○議員（齊藤芳夫君） まず、予算の計画についてちょっとお尋ねしたいんだけど、総額予算云々は、これ、あくまでも予算なんだから、予算は予算でつくらないといけないからつくったという感じなんだけど、要するに処分の設備の計画が決まってない段階で予算を決めてしまうということになると、予算の範囲内の設備になっちゃうのか。あるいは、もっと近隣の配慮をしたときに、もう少し設備の優秀なものにしたいといった場合に、そういう協議に実務担当者がそういうことを判断するときに、先に予算決まっちゃっているという話だと、各市町の実務担当者がどういう話をどういうふうを持ちかけられるか、ここは非常に大きな問題だと私は思っています。

それと、今の言う議員の選出のことも、市が2名ということになると、やはりここは実務担当者と議員ともよくいろいろ協議しないと、新しい設備が何だよ、あれはということにならないようにどうしてもしなきゃいけない。これ、重大な問題だと思うんで、そこら辺は心してかかってもらいたいということと、議員も全員がそれを認識しないとまずい。やっぱりそういうことも、ただ広域の話だから、市町に関係ないという話ではないということをごんごんに考えているのか。

皆さんは退職しちゃうと、「あのときの話」で終わっちゃうけれども、市民はみんな残っちゃうわけだもんで、負担額の問題にしても、いろいろ問題が非常に多い問題ですんで、ぜひともそこら辺を覚悟の上で決意をちょっとお願いしたいんだけど。

○委員長（山本英俊君） 中込課長。

○環境課長（中込広人君） まず1点目の財政計画とかそういうものについてですけども、基本的には、県市町村課が組合の設置については許可行為をするわけですけども、基本的にこういったものをする場合に関しては、まずは財政計画を立てなさいよというふうな指導がございました。

当然ながら、前が見えない、金額も見えないのに突き進むというわけにはいきませんので、この金額につきましては、直近のいろいろな全国で展開している同じような規模の施設のものを参酌いたしまして、また必要であれば見積もりもして、推進協議会の事務局が作成したというふうなものでございます。

当然ながら、事業総額が出ますと、当然負担金がどうなるんだという話も出てきますので、当然その辺のことも、各市町が負担金がこのくらいかかる、将来的にかかるというものを踏まえながら、この新たな一部事務組合の設置というものをご承認していただくというものの

趣旨で示したものでございます。

それで、もう一つ、意気込みというか、決意でございますけれども、基本的に一部事務組合で確かにそういう事務はするんですけれども、あくまでクライアントは11市町でありますので、決して丸投げすることなく、私どもも当然ながら物を言うときには言っていきますし、チェックするところもチェックして、それを進めてまいりたいと考えております。よろしく申し上げます。

○委員長（山本英俊君） 齊藤議員。

○議員（齊藤芳夫君） これ、削減のためには、まず減量化、あるいは資源化、その他いろいろな対策を考えないと、膨大に膨らんでいくばかり。あるいは、遠距離から持ってくるごみと近隣のごみとの差額、運賃の差額というのは非常に大きな問題になってくる。そうすると、たくさんいる近所の人たちが遠くの人を分を分担しなきゃならん。これは広域の場合の避けられない現実だと思う。

そういう中で、やっぱり減量化、資源化、これは重大なテーマだと私は思いますんで、実は私たちはちょっと、私は特に広域長いもんで、ずっと研究しています。山梨大学の金子先生が私たちの甲斐市の液肥に対してのアドバイザーとしていろいろなことをやってくれている。その先生と我々議会と執行が何らかの形で将来展望をしていくような研究、あるいは勉強会、そういったものを私は提案したいんですけども、どうでしょうか。

○委員長（山本英俊君） 中込課長。

○環境課長（中込広人君） まず、新しいごみ処理施設が例えばスケールメリットがあって、経費が安くなったとしても、リサイクルは、これはもう進めていかなきゃならないというふうに思っています。

また、甲斐市につきましては、今、リサイクル率は、推定リサイクル率も入れて19%、20%未満という中で、当然ながらこれを上げていって、ごみを減量するというのは当然でありますし、新たなこの山梨西部広域環境組合につきましても、運営費におきまして、処理割の割合を60%に上げています。ですので、ごみを少なく出せば出すほど負担金が減るというふうな中で、甲斐市のほうも、さらにリサイクルを進めていきたいなというふうに考えております。

また、外部機関を含めた調査というふうなものでございますが、調査なり研究というふうなものでございますが、その辺のことも、新たに一部事務組合の事務局が発足したときには、また担当課長会議もありますので、その辺のこともご提案をさせていただきたいと思ってお

ります。

○委員長（山本英俊君） そのほか。

内藤議員。

○議員（内藤久歳君） 14条の関係で、組合の経費の関係なんだけれども、その備考のところに、処理量は前々年度の処理実績があるんだけど、これについては、今やっている、13年度から開業するんだけど、その前って実績ないじゃんね。その実績というのは、今現在、12年度までに各ごみ処理施設で使った量が基準になるのか、その辺はどうなっているか。

○委員長（山本英俊君） 中込課長。

○環境課長（中込広人君） 基本的には、令和13年度の処理量割というものにつきましては、令和11年度に各市町が各広域に出した処理量をもとにするものと考えております。

○議員（内藤久歳君） はい、了解です。

○委員長（山本英俊君） そのほか。

〔発言する者なし〕

○委員長（山本英俊君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

以上で質疑を終了します。

これより議案第97号 山梨西部広域環境組合の設置に関する協議の件について、討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本英俊君） 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより議案第97号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本英俊君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第97号を終わります。

以上で条例等の審査を終了いたします。

ここで、1時間以上たちますので、休憩をとりたいと思います。10分程度、集まり次第始めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。5分をお願いします。

休憩 午前10時42分

再開 午前10時49分

○委員長（山本英俊君） じゃ、会議を再開いたします。

補正予算審査、一般会計、次に補正予算の審査を行います。

審査に入る前にお諮りいたします。補正予算の内容により、ある程度まとめて説明を受け、質疑を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本英俊君） それでは、そのようにいたします。

そしてまた、審査項目が多岐にわたってありますので、皆様のご協力を、これ、まだあります、たくさん、きょう。余りにも遅くなってしまいますとあれなんで、よろしくお願いいたします。

議案第88号 令和元年度甲斐市一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

初めに、環境課より、4款衛生費、3項清掃費について説明を求めます。

中込課長。

○環境課長（中込広人君） 引き続きよろしくお願いいたします。

それでは、環境課が所管いたします一般会計における12月補正予算につきましてご説明をさせていただきます。

議案書につきましては、26、27ページの中段、4款衛生費、3項清掃費であり、補正予算説明書につきましては、18ページ、19ページの中段になります。補正予算説明書によりご説明をさせていただきます。

4款衛生費、3項清掃費、1目清掃費につきましては、補正前の額10億1,381万1,000円に対しまして192万9,000円の増額補正をお願いいたしまして、予算額を10億1,574万円とするものであります。財源内訳といたしましては、全額一般財源でございます。

内容につきましては、広域事務組合負担金であり、2つの一部事務組合に係る負担金の増額と減額の合計であります。

まず、1つ目といたしましては、峡北広域行政事務組合へのごみ処理特別会計に係る負担金の減額でございます。峡北広域行政事務組合のごみ処理特別会計には、建設費の負担金、施設運営費負担金、民生費負担金の3つの負担金の項目がございます。今回の補正につきましては、その中の建設費と運営費に関係するものでございます。

まず、建設費負担金につきましては、普通交付税算入分の額の確定に伴い、不足分を増額補正するもので、この不足分を均等割10%、人口割90%の割合により構成市3市ごとに算出した結果、甲斐市分といたしまして1万6,000円の増額となったところでございます。

また、運営費負担金につきましては、均等割10%、人口割40%、処理割50%の割合により負担金を算出しているところでございますが、平成31年度当初予算の産出に当たっては、処理割につきましては、前々年度である平成29年度の搬入量を用いて負担金を算出しております。今般、平成30年度決算により、平成30年度における各構成市の搬入量が確定いたしましたので、その確定値により処理割額を再算定したところ、差額分として37万7,000円の減額となったところでございます。

よって、建設費の増額と運営費の減額を合わせますと、峡北広域行政事務組合の負担金は36万1,000円の減額となるところでございます。

なお、甲斐市における峡北広域行政事務組合へのごみの搬入量は、平成29年度が7,283トンであったのに対しまして、平成30年度は7,353トンと70トンの増加でありましたが、北杜市が本市を上回る180トンの増量だったため、結果的に運営費負担金の減額となったところでございます。

増額補正の2つ目の内容につきましては、先ほどご審議していただきました山梨西部広域環境組合に対する負担金であります。山梨西部広域環境組合につきましては、関係する11市町の12月定例議会におきまして議決が得られました場合、年明けには県知事への許可申請を行い、2月1日で組合設置となるところであり、同時に事務局職員も配置し、業務を開始いたします。そのため、2月、3月分の2カ月間の予算を編成する必要がありますので、その本市分の負担金でございます。

山梨西部広域環境組合の令和元年度予算の総額は、2カ月分としまして1,318万4,000円であり、主な歳出の内容といたしましては、5名分の職員人件費が742万円、各種機器リース料、備品購入費が302万8,000円、先進地視察研修費63万円などがございます。

歳入には、ごみ処理広域化推進協議会からの繰越金255万8,000円を充当する中で、残額の1,062万6,000円を11市町から負担金をもって編成するものでございます。

各市町の負担金は、均等割10%、人口割90%で算出しており、本市の負担金の額は229万円でございます。

よって、今回の補正予算額は、山梨西部広域環境組合の229万円の増額と峡北広域行政事務組合の36万1,000円の減額を合わせ、192万9,000円の増額をお願いするものでございます。

以上、環境課に係る一般会計補正予算の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（山本英俊君） 説明が終わりました。

これより説明に対する委員の質疑を行います。

質疑はありませんか。

五味委員。

○委員（五味武彦君） 細かいところで申しわけないんですけども、ごみの持ち込み量、甲斐市の場合は、29年から30年にかけて70トンの増で済んだと。甲斐市はそれでよかったんですけども、何か北杜市が180トンでしたか。結構人口に比較してもちょっと多いんですけども、ほかの市町のことを言ってもしょうがないんですけども、何でそんなに北杜市多くなったのかなと思ったんですけども、特な理由あるんですか。

○委員長（山本英俊君） 中込課長。

○環境課長（中込広人君） 今回、甲斐市の70トン、そして北杜市が180トンふえて、実際には韮崎市はもっと減っているんですよ。北杜市が増加した分につきましては、その辺を私どものほうでは分析していませんが、一部では都市化がされているのかなというふうなことも伺っているところであります。ですので、今までは燃やしていたものを、いわゆるごみとして出していたというふうな経過もあるのではないかというふうに考えております。

○委員（五味武彦君） 以上です。

○委員長（山本英俊君） そのほかなければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本英俊君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

これで環境課関係の質疑を終了いたします。

ここで、職員の入れかえのため、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前10時59分

○委員長（山本英俊君） 会議を再開いたします。

次に、子育て支援課より、3款民生費、2項児童福祉費及び債務負担行為について説明を求めます。

戸澤課長。

○子育て支援課長（戸澤文香君） お疲れさまでございます。子育て支援課の補正予算について説明をさせていただきます。

補正予算説明書の16ページ、17ページになります。

初めに、16ページをお願いいたします。

3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費であります。補正前の額7億2,873万5,000円に対しまして164万円を増額補正し、補正後の額を7億3,037万5,000円とするものでございます。

17ページの説明欄をごらんください。

19養育医療費助成事業164万円の補正であります。これは未熟児養育医療費助成対象者の増加に伴いまして、当初予定しておりました医療費助成額が不足するため、164万円の増額補正をお願いするものであります。

16ページ、財源内訳ですが、養育医療費負担金としまして、国が2分の1、県が4分の1の補助となります。

次の2目児童措置費であります。補正前の額13億203万円に対しまして113万3,000円を増額補正し、補正後の額を13億316万3,000円とするものであります。

17ページの説明欄をごらんください。

01児童手当113万3,000円の補正であります。これは平成30年度給付実績の確定に伴い、国庫負担金を返還するものであります。平成30年度は、中学生までの世帯、6,208世帯、9,907人へ支給をいたしました。財源は全て一般財源となります。

16ページをお願いいたします。

3目母子福祉費であります。補正前の額4億6,139万6,000円に対しまして1,401万5,000円を増額補正し、補正後の額を4億7,541万1,000円とするものであります。

17ページの説明欄をごらんください。

01ひとり親福祉事業525万3,000円の補正であります。これは高等職業訓練促進給付金の利用者が4人から8人に増加したことによるものと、課税世帯から非課税世帯に変更となったことで、2人の該当者が月額7万500円から10万円に給付費が増額されたことによるものと、また要綱改正により高等職業訓練給付対象者の経済的支援の拡充が図られ、最終年度において月額4万円を加算し支給することとなり、該当者が2人いたことによるもので、合計391万円と、母子家庭等対策総合支援事業において、平成30年度給付実績の確定に伴います国庫負担金の返還金134万3,000円との総額525万3,000円を増額補正するものであります。

16ページをお願いいたします。

財源になりますが、高等職業訓練促進給付金に対し、国の母子家庭等対策総合支援事業費補助金としまして4分の3の補助、293万2,000円が特定財源となります。

17ページの説明欄をお願いいたします。

03児童扶養手当816万2,000円の補正であります。これは児童扶養手当における全部支給の所得の上限が19万円から49万円に拡大されたことにより、今まで一部支給だったものから全部支給の対象者がふえたことによるものと、月額の手当額が若干増額したことにより、816万2,000円を増額補正するものです。

財源の内訳になりますが、16ページをお願いいたします。児童扶養手当給付費国庫負担金としまして272万円、3分の1補助となっております。

17ページの説明欄になります。

04助産母子生活支援事業60万円の補正になります。これは平成30年度給付実績の確定に伴い、国庫負担金を返還するものであります。財源は全て一般財源となります。

16ページをお願いいたします。

4目保育所費であります。補正前の額29億4,852万6,000円に対しまして1,355万2,000円を増額補正し、補正後の額を29億6,207万8,000円とするものであります。

17ページの説明欄をごらんください。

10市内保育所事業320万6,000円、またその下の11広域保育事業79万9,000円を増額補正ありますが、どちらも平成30年度給付実績の確定に伴いまして、国庫負担金を返還するものであります。財源は全て一般財源となります。

次の12特別保育事業304万8,000円の補正になります。これは光学園で実施しております地域子育て支援拠点事業ヤンチャリカへの補助金の国基準単価の増額に伴います増額補正

20万1,000円と、ことし10月から始まりました幼稚園、認定こども園等の預かり保育事業が9月補正時のときより利用者が増加したことにより、284万7,000円の合計304万8,000円の増額補正をお願いするものです。

財源の内訳になりますが、16ページをお願いいたします。子育てのための施設等利用給付交付金、地域子ども・子育て支援事業交付金になりますが、国が2分の1、県が4分の1の補助となっております。

17ページをお願いいたします。

13認定こども園等事業362万6,000円の補正になります。これは平成30年度給付実績の確定に伴いまして、国庫負担金を返還するものであります。財源は全て一般財源となります。

次の23竜王西保育園費287万3,000円の補正になります。これは公定価格の単価と入所者の増加、また地域子育て支援拠点事業こあらにおけます国の基準単価の増額に伴います増額補正になります。

財源の内訳になりますが。16ページになります。地域子育て支援拠点事業の補正20万1,000円が補助対象となりまして、こちらの地域子ども・子育て支援事業交付金が国・県とも3分の1の6万7,000円となっております。

次の5目児童館費になります。補正前の額2億4,103万8,000円に対しまして753万4,000円を増額補正し、補正後の額を2億4,857万2,000円とするものであります。

17ページの説明欄をごらんください。

11放課後児童健全育成事業753万4,000円の補正になります。これは平成30年度給付実績の確定に伴いまして、国庫負担金を返還するものであります。財源は全て一般財源となります。

以上、説明となります。ご審議をよろしくお願いいたします。

○委員長（山本英俊君） 説明が終わりました。

これより説明に対する委員の質疑を行います。

質疑はありませんか。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 最初の養育医療費助成事業、未熟児の対応で、何かちょっとふえてというお話ですけども、ちょっと内容をもうちょっと聞かせてもらいたい。

○委員長（山本英俊君） 戸澤課長。

○子育て支援課長（戸澤文香君） 未熟児の養育医療費の助成対象者、増加傾向にあるという

ことなんですけれども、これにつきましては、出生体重が2,000グラム以下及び2,000グラム以上であっても医師が入院治療を認めた者が利用する制度となっております。

その年その年によって、生まれた状況によって増減はあると思われませんが、ことしにつきましては、たまたまだと思いますけれども、現段階で12人こちらのほうの補助を受けております。

人によっては1カ月で退院できる方もいれば、また2カ月、3カ月かかる方もいるということで、それぞれ助成の金額も変わってくるわけなんですけれども、ことしにつきましては、今のところ12人、また今後、また12月、1月、2月、3月、あと4カ月ございますので、その中で、昨年度の実績を加味した中で、あと6人ほどふえるのではないかとということをご補正のほうに組みさせていただいております。

以上になります。

○委員長（山本英俊君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） その増加傾向にあるというところに何か共通した原因とか、何か要因とか、そういうものというのは何か認められるものがあるのか、たまたまということなんですか。

○委員長（山本英俊君） 戸澤課長。

○子育て支援課長（戸澤文香君） 特に要因等はこちらのほうで把握できるものではございませんが、たまたま本当にことし、肺に治療をしなくてはならない子が生まれるとか、そういう形でなくて、そのときそのときによって状況は変わってくると思いますので、その辺につきましては把握しておりません。

○委員長（山本英俊君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 低体重のみということですかね。

○委員長（山本英俊君） 戸澤課長。

○子育て支援課長（戸澤文香君） 低体重、2,000グラムを基準としておりますが、2,000グラム以上であっても、医師のほうで入院治療が必要と認められる場合には、低体重でなくても入院のほうをさせていただいて、それに対する補助のほうをさせていただいております。

○委員長（山本英俊君） そのほか。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） ひとり親の福祉事業で、高等職業が4人だったのが8人にふえたという、いい傾向ではないかと思うんですが、この辺のところ、ちょっと高等職業ってあれです

か。看護師さんとか何かそういったものなんですか。内容を。

○委員長（山本英俊君） 戸澤課長。

○子育て支援課長（戸澤文香君） 今年度8人の受講者がおりますが、1人がはり、きゅう、マッサージの学校へ行っている者、また、あと残りの7名につきましては、看護師の資格を取るための学校に行っているものとなっております。

○委員長（山本英俊君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 児童扶養手当ですね、全支給というのが19万円のが49万円にとおっしゃいましたよね、対象者がふえたということで。そのちょっと説明をもう少し聞きたいんですけれども。

○委員長（山本英俊君） 戸澤課長。

○子育て支援課長（戸澤文香君） 児童扶養手当には全部支給のもの、また一部支給のものとそれぞれございますが、それが全て所得のほうの基準で設けられております。今まで全部支給につきましては所得の限度額が19万円となっておりますが、それが金額のほうが変わりまして、49万円という形になっております。

以上です。

○委員長（山本英俊君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 対象者ふえたということですよ。人数何人ということなんですか。

○委員長（山本英俊君） 戸澤課長。

○子育て支援課長（戸澤文香君） 全体の児童扶養手当を支給を受けている者の人数は、昨年度と比べて若干減ってはおりますが、全部支給の所得の上限額が先ほども申し上げましたとおり、19万円から49万円になったことで、当初、延べで5,144人を予定しておりましたが、そちらのほうで6,093人とふえております。

その逆に、一部支給の者は、当初4,707人から、延べになりますけれども、3,579人という形で減っておりますが、全体的には、全部支給の者がふえたということの中で、今回増額補正をお願いする形になっております。

○委員長（山本英俊君） そのほか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本英俊君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

ないですか。

齊藤議員。

○議員（齊藤芳夫君） 補正額の総額に対して、いわゆる返還金と利子、割引料云々って項目が半分ぐらい占めるんだけど、これって当初予算の段階である程度見込みみたいなものを立てておいて、それで精算という格好じゃない方法がとれないのか。1点はそういうことと、この返還金と利子及び割引料、この比率、どんなふうな割合ですか。というのは、一定なのか、それぞれみんなばらばらなのか、その辺はどうですか。

○委員長（山本英俊君） 戸澤課長。

○子育て支援課長（戸澤文香君） まず、当初予算とその後の申請に対して返還金が余り生じないようにということなんですけれども、国・県の交付申請のほうが、当初予算に基づきまして、まず6月ごろ申請のほうを1回目させていただいております。その後、保育園に關しましては、12月に4月から11月までの実績に基づきまして、また12月から3月については見込みの数で申請の変更の交付申請のほうを提出しております。その変更の申請がそのままその年の交付額になってしまいまして、精算は翌年の6月、また再度国と県にする形での返還になりますので、12、1、2、3の4カ月間の見込みの中で、どうしてもこの返還金のほうが生じてしまうという形になります。

国のほうが、県の場合には返還金が余り生じてないといいますが、大体3月の実績をもって4月10日ぐらいまでに実績報告をして、それに対しての実額で入ってくるんですけども、国はどうしても早目に、1月ですとか12月ですとか、そのころに交付申請のほう、実績報告ではない交付申請のほう、変更申請のほうを締めてしまうということもあるんで、その辺で若干の差が出てきてしまいまして、翌年度の返還という形になります。

○委員長（山本英俊君） 齊藤議員。

○議員（齊藤芳夫君） 説明を聞くと、ややこしくて、はっきりよくわからないんだけど、12月の当初予算の概算要求のときにはっきりした数字がつかめないというのが現状と、そういうことだろうと思うんだけど、そうはいっても、上昇率とか、過去の数字とか、計算していくと、予算というのは、余ったから困る話でもないんで、当初予算のときにもう少ししっかり吟味することも必要じゃないかと。

あと、利子、割引料については、もう明らかにわかっているわけだもんでと私は思うんだけど、その辺はどういうふうで、当初からあるものの経費じゃなくて、新たに生じたものに対するものも含まれるから、計算ができないということですか。

○委員長（山本英俊君） 戸澤課長。

○子育て支援課長（戸澤文香君） 23節が償還金、利子及び割引料という名目にはなっているんですけども、今回うちのほうで出させていただいておりますのが、償還金という形での補正予算のほうの提示になります。

もう少し吟味できないかということですが、どうしてもやはり4カ月、実績報告までのその4カ月の間に転入とか転出とかもございまして、なるだけ近い数字での変更の申請のほうは出させていただいておりますので、その辺はご理解いただけたらと思います。よろしく願いいたします。

○委員長（山本英俊君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

次に、債務負担行為について説明を求めます。

戸澤課長。

○子育て支援課長（戸澤文香君） それでは、債務負担行為に関する補正につきまして説明のほうをさせていただきます。

議案につきましては29ページ、また補正予算説明書につきましては27ページをお願いいたします。説明につきましては、補正予算説明書でさせていただきます。

先ほど条例等審査で説明をさせていただきました竜王西保育園の指定管理について、協定を締結することに伴います債務負担行為でございます。

限度額は、国の基準で定められた管理運営に関する経費としておりまして、これは国で定めております公定価格に基づき算出した金額を参考といたします。

期間は、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの間、債務負担行為をお願いするものでございます。

以上、説明とさせていただきます。ご審議をよろしく願いいたします。

○委員長（山本英俊君） 説明が終わりました。

これより説明に対する委員の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本英俊君） 委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

斉藤議員。

○議員（斉藤芳夫君） たびたび悪いね。

この限度額の中の国の基準で定められた管理運営、これって地域によっていろいろ違った

り、いろいろなことがあると思うんだけど、例えば山梨県、あるいは他県と比較して、どんなような状況が現実なんですか。

○委員長（山本英俊君） 伊藤係長。

○保育係長（伊藤 敦君） 公定価格におきましては、地域における係数というものがござい
ます。100分の18地域でありますとか、100分の20地域というものの係数があることによっ
て、地域での差は設けられているところであります。

以上です。

○委員長（山本英俊君） 斉藤議員。

○議員（斉藤芳夫君） そうすると、100分の18と100分の20ということは、2%のずれぐら
いしかないということ。20%じゃないもんね。2%ぐらいのずれしかないということね。

○委員長（山本英俊君） 伊藤係長。

○保育係長（伊藤 敦君） 先ほど私が申し上げたのが、ちょっとあくまでもちょっと例とい
うことでちょっと申し上げさせていただきましたけれども、地域によっては100分の20であ
りますとか、100分の15でありますとか、もろもろのちょっと階層がある中での地域に応じ
た公定価格の国のほうの基準を設けているところであります。

○委員長（山本英俊君） ほかに傍聴議員、いかがでしょうか。

[発言する者なし]

○委員長（山本英俊君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

これで子育て支援課関係の質疑を終了いたします。

ここで、職員入れかえのため、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時23分

再開 午前11時25分

○委員長（山本英俊君） 会議を再開します。

次に、保険課より、3款民生費、1項社会福祉費について説明を求めます。

三井保険課長。

○保険課長（三井美樹君） お疲れさまでございます。

令和元年度甲斐市一般会計補正予算（第4号）の保険課関係につきましてご説明いたしま

す。

補正予算説明書14ページ、15ページをお願いいたします。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、10国民健康保険特別会計繰出金4,637万5,000円の減額は、国民健康保険税の引き下げに伴い、低所得者の軽減額も下がったことによりまして、国民健康保険基盤安定負担金の交付額も減額になったことによるものです。

内訳といたしましては、保険税軽減分が2,986万7,000円、保険者支援分が1,650万8,000円の減額となっております。

次に、3目老人福祉費、04後期高齢者医療特別会計繰出金17万4,000円の増額は、山梨県後期高齢者医療広域連合負担金の確定に伴うものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○委員長（山本英俊君） 説明が終わりました。

これより説明に対する委員の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本英俊君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本英俊君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

これで保険課関係の質疑を終了いたします。

ここで、職員入れかえのため、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時27分

再開 午前11時28分

○委員長（山本英俊君） 会議を再開します。

次に、福祉課より、3款民生費、1項社会福祉費及び3項生活保護費について説明を求めます。

齊藤福祉課長。

○福祉課長（齊藤一己君） よろしくお願ひいたします。

それでは、福祉課から今回の補正予算につきましてご説明させていただきます。

補正予算説明書の14、15ページをごらんください。

3款民生費、1項社会福祉費、2目障害者福祉費のナンバー01自立支援給付事業において1,373万4,000円の増額補正をお願いするもので、財源は全て一般財源となります。

内容としましては、23節償還金利子及び割引料へ昨年度の障害者自立支援給付費及び障害児通所給付費に係る国庫負担金の実績報告に基づく受け入れ済み額と実績額の差額を返還金として計上したものです。

次に、同じく2目障害者福祉費のナンバー02自立支援医療事業において624万7,000円の増額をお願いするもので、財源は全て一般財源となります。

内容としましては、23節償還金利子及び割引料へ昨年度の障害者医療費の更生医療助成、育成医療助成、療養介護医療助成に係る国庫負担金及び県負担金の実績報告に基づく受け入れ済み額と実績額の差額を返還金としてそれぞれ計上したものです。

補正予算説明書の18、19ページをごらんください。

次に、3項生活保護費、1目生活保護総務費のナンバー01生活保護総務費において8,612万8,000円の増額をお願いするもので、財源は、国庫支出金として生活困窮者就労準備支援事業費等補助金、これ以外は一般財源となります。

内容としましては、13節委託料において、生活保護法の改正により、データに基づく生活習慣病の予防等を推進するための被保護者健康管理支援事業が創設され、令和3年1月から市区町村の必須事業として施行されることになり、自治体ごとに被保護者の医療、健康などの情報を調査分析し、その内容から個別の事業方針を策定することが義務づけられました。これに伴い、今年度中に調査、分析に係る支援システムを導入する自治体は、その経費が全額国庫補助として取り扱われることから、導入に伴う既存システムの改修及び保守に係る経費56万円を計上したものです。

また、23節償還金利子及び割引料には、昨年度の生活保護費等国庫負担金及び生活困窮者自立相談支援事業費等国庫負担金、そして生活困窮者就労準備支援事業費等国庫補助金の実績報告に基づく受け入れ済み額と実績額の差額8,556万8,000円を返還金として計上したものです。

以上が福祉課が計上しました補正予算の内容となります。よろしくお願ひいたします。

○委員長（山本英俊君） 説明が終わりました。

これより説明に対する委員の質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○委員長（山本英俊君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（山本英俊君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

これで福祉課関係の質疑を終了いたします。

ここで、職員入れかえのため、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時32分

再開 午前11時33分

○委員長（山本英俊君） 会議を再開します。

次に、長寿推進課より、3款民生費、1項社会福祉費について説明を求めます。

相川長寿推進課長。

○長寿推進課長（相川泰史君） それでは、引き続き長寿推進課より、長寿推進課関係の一般会計補正予算（第4号）の説明をさせていただきます。

補正予算説明書14、15ページをお願いいたします。

3款民生費、1項社会福祉費、3目老人福祉費、ナンバー14高齢者社会活動推進事業、補正額10万円でございます。歳入にも計上いたしましたが、満100歳の特別敬老祝い金の支給者からの寄附がございました。寄附目的としましては、高齢者福祉に対する寄附のため、今回は高齢者と子供の帰り道ふれあい事業において、計画的に購入しておりますベストを30着購入する予定の関係の補正でございます。

続きまして、ナンバー16介護保険事業特別会計繰出金、補正額3万1,000円であります。主な内容につきましては、介護保険料の低所得者に対する軽減負担に係る国・県・市の30年度分の追加負担金、また介護認定審査会の人件費分の繰り出し、また地域支援事業に伴う市の定率分の繰出金で、一般職非常勤職員の報酬と社会保険料の増額補正でございます。

以上、長寿推進課関係の補正予算の説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいた

します。

○委員長（山本英俊君） 説明が終わりました。

これより説明に対する委員の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（山本英俊君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本英俊君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

これで長寿推進課関係の質疑を終了いたします。

以上で議案第88号 令和元年度甲斐市一般会計補正予算（第4号）の質疑を終了いたします。

これより本委員会に付託されました議案第88号 令和元年度甲斐市一般会計補正予算（第4号）について、討論、採決を行います。

本案について討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本英俊君） 討論なしと認めます。

これで討論を終了します。

これより議案第88号について採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本英俊君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第88号を終わります。

引き続き、議案第91号 令和元年度甲斐市介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

説明、質疑は歳入歳出一括で行います。

当局の説明を求めます。

相川課長。

○長寿推進課長（相川泰史君） それでは、引き続き長寿推進課より介護保険特別会計の補正予算について説明させていただきます。

まず、議案書第43ページをお願いいたします。

議案第91号 甲斐市介護保険特別会計補正予算（第3号）について説明させていただきます。

歳入歳出それぞれ6,987万6,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額をそれぞれ49億1,010万円といたします。

それでは、補正予算説明書に基づき詳細説明をさせていただきます。

初めに、歳入について説明します。

説明書の56、57ページをお願いいたします。

初めに、歳入について説明させていただきます。

1 款保険料、1 項保険料、1 目第1号被保険者保険料、2 節現年度分普通徴収保険料、補正額2万4,000円でございます。現年度分の普通徴収保険料の増額補正でございます。

2 款分担金及び負担金、1 項負担金、1 目認定審査会負担金、1 節認定審査会共同設置負担金、補正額4,000円でございます。介護認定審査会の人件費増額補正に伴う中央市、昭和町の負担金でございます。

4 款国庫支出金、2 項国庫補助金、2 目地域支援事業交付金、1 節現年地域支援事業交付金（介護予防日常生活支援総合事業）、補正額2万4,000円につきましては、地域支援事業に係る非常勤職員の人件費補正に伴う国庫補助金の増額でございます。

同じく3 目地域支援事業交付金（介護予防日常生活支援総合事業以外）のものでございますが、補正額1,000円、これにつきましては、地域支援事業に係る非常勤職員の人件費補正に伴います国庫補助金の増額でございます。

5 款支払基金交付金、1 項支払基金交付金、2 目地域支援事業支援交付金、1 節現年度分地域支援事業支援交付金、補正額2万6,000円につきましては、地域支援事業に係る非常勤職員の人件費補正に伴う支払基金交付金の増額でございます。

6 款県支出金、2 項県補助金、1 目地域支援事業交付金、1 節地域支援事業交付金（介護予防日常生活支援総合事業）、補正額1万2,000円につきましては、地域支援事業に係る非常勤職員の人件費補正に伴う県補助金の増額でございます。

2 目地域支援事業交付金、1 節地域支援事業交付金（介護予防日常生活支援総合事業以外）でございますが、補正額1,000円、地域支援事業に係る非常勤職員の人件費補正に伴い

ます県補助金の増額でございます。

8款繰入金、1項一般会計繰入金、2目地域支援事業繰入金、1節現年地域支援事業繰入金（介護予防日常生活支援総合事業）につきましては、補正額1万2,000円でございます。地域支援事業に係る非常勤職員の人件費補正に伴う市負担分の増額でございます。

3目地域支援事業繰入金、1節現年地域支援事業繰入金（介護予防日常生活支援総合事業以外）でございますが、補正額1,000円につきましては、地域支援事業に係る非常勤職員の人件費補正に伴う市の負担分でございます。

4目低所得者保険料軽減繰入金、2節過年度低所得者保険料軽減繰入金、補正額1万円。介護保険料の低所得者に対します軽減負担に係る国、県、市の30年度分の追加負担金になります。

58、59ページをお願いします。

5目その他一般会計繰入金。2節事務費等繰入金、補正額8,000円でございます。介護認定審査会の人件費増に伴う市からの繰入金になります。

9款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、1節繰越金、補正額6,975万3,000円は、平成30年度決算に伴います繰越金の一部でございます。

続いて、歳出をお願いいたします。

説明書60、61ページをお願いいたします。

1款総務費、4項介護認定審査会費、1目介護認定審査会費、02介護認定審査会嘱託非常勤職員等費、補正額1万2,000円につきましては、介護認定審査会の非常勤職員の人件費に伴う補正でございます。

3款地域支援事業、1項介護予防生活支援総合事業費、2目一般介護予防事業費、04一般介護予防事業嘱託非常勤職員等費、補正額9万7,000円につきましては、一般介護予防事業に係る非常勤職員の人件費の補正になります。

2項包括的支援事業任意事業、1目包括的支援事業任意事業費、05任意事業嘱託非常勤職員等費、補正額4,000円につきましては、包括的支援事業等に係る非常勤職員の人件費の補正になります。

62、63ページをお願いいたします。

6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目国庫支出金等償還金、01国庫支出金等償還金、補正額4,623万1,000円につきましては、国・県支出金支払基金交付金の平成30年度の事業実績に伴い、支出金等の精算を行った結果による償還金になります。

2項繰出金、1目一般会計繰出金、補正額2,353万2,000円につきましては、平成30年度の介護給付費、地域支援事業事務費の確定に伴い、一般会計からの繰入金の精算に伴う繰出金になります。

以上、介護保険特別会計の補正予算の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○委員長（山本英俊君） 説明が終わりました。

これより説明に対しての委員の質疑を行います。

質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本英俊君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本英俊君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

これで議案第91号の質疑を終了します。

これより議案第91号 令和元年度甲斐市介護保険特別会計補正予算（第3号）について、討論、採決を行います。

本案について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本英俊君） 討論なしと認めます。

これで討論を終了します。

これより議案第91号について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本英俊君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第91号を終わります。

ここで、職員入れかえのため、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時43分

再開 午前 11時46分

○委員長（山本英俊君） 会議を再開いたします。

引き続き、議案第93号 令和元年度甲斐市合併浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

説明、質疑は歳入歳出一括で行います。

当局の説明を求めます。

中込課長。

○環境課長（中込広人君） 大変お疲れさまでございます。よろしくお願い申し上げます。

それでは、環境課から、議案第93号 合併浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明をさせていただきます。

議案書につきましては55ページから、補正予算説明書につきましては75ページからとなります。

補正額につきましては、歳入歳出それぞれ8万3,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,167万2,000円とするものであります。

内容につきましては、補正予算説明書によりご説明をさせていただきます。

80ページをお願いいたします。

歳入の増額であります。内容は繰越金であり、9月定例会市議会における決算額の確定に伴います増額であり、当初予算現額の1,000円に対しまして、決算額が8万3,700円となったことから、その差額分であります8万3,000円を増額するものであります。

歳出につきましては、82ページをお願いいたします。

4款諸支出金、1項繰出金、1目一般会計繰出金におきまして8万3,000円を増額し、一般会計に繰り出すものでございます。

以上、合併浄化槽事業特別会計の補正予算につきましてご説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（山本英俊君） 説明が終わりました。

これより説明に対しての委員の質疑を行います。

質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本英俊君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本英俊君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

これで議案第93号の質疑を終了いたします。

これより議案第93号 令和元年度甲斐市合併浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）について、討論、採決を行います。

本案について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本英俊君） 討論なしと認めます。

これで討論を終了します。

これより議案第93号について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本英俊君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第93号を終わります。

ここで、職員入れかえのため、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時49分

再開 午前11時50分

○委員長（山本英俊君） 会議を再開します。

引き続き、議案第89号 令和元年度甲斐市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

説明、質疑は歳入歳出一括で行います。

当局の説明を求めます。

三井課長。

○保険課長（三井美樹君） 大変お疲れさまでございます。

議案第89号 令和元年度甲斐市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきましてご説明いたします。

議案の31ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,199万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ72億3,080万3,000円とするものでございます。

補正予算説明書の34、35ページをお願いいたします。

初めに、歳入につきましてご説明いたします。

3款国庫支出金、2項国庫補助金、2目1節国民健康保険制関係業務事業費補助金10万7,000円の増額は、国保集約システムへ外国人被保険者在留資格等を連携させるための必要となるシステム改修に伴う補助金でございます。

6款繰入金、1項1目一般会計繰入金の減額は、今年度国民健康保険税引き下げに伴う基盤安定負担金の確定に伴うもので、1節保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）2,986万7,000円の減額は、低所得者に対して国民健康保険税を軽減したものの補てん分、2節保険基盤安定繰入金（保険者支援分）1,650万8,000円の減額は、軽減対象となった被保険者数に応じて国民健康保険税の一定の割合の補てん分の減額となります。

7款1項1目1節繰越金9,826万3,000円の増額は、平成30年度からの繰越金でございます。

次に、歳出につきましてご説明いたします。

36、37ページをお願いいたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目03一般管理費、13委託料は、先ほど歳入の国庫補助金で説明いたしました国保集約システムへ外国人被保険者在留資格等を連携させるために必要となるシステム改修費でございます。財源は全て国庫補助金でございます。

3款国民健康保険事業費納付金、1項医療給付費分、1目01一般被保険者医療給付費分1,135万円の減額、2目01退職被保険者等医療給付費分104万8,000円の増額、2項後期高齢者支援金等分、1目01一般被保険者後期高齢者支援金等分3,234万9,000円の増額、2目01退職被保険者等後期高齢者支援金等分42万6,000円の増額、3項1目01介護納付金分1,076万7,000円の増額は、いずれも広域化に伴い、県全体の医療費に対して各市町村納付金算定が確定したものであるものでございます。

38、39ページをお願いいたします。

最後に、7款1項基金積立金、1目01財政調整基金積立金1,864万8,000円の増額は、前年度繰越金を積み立てするものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（山本英俊君） 説明が終わりました。

これより説明に対しての委員の質疑を行います。

質疑はございますか。

横山副委員長。

○委員（横山洋介君） 37ページのところですけれども、県の確定ということであれですけれども、一般被保険者後期高齢者支援金等分というところが結構ふえているような感じですが、原因というか、ふえていることについて、ちょっと説明を求めます。

○委員長（山本英俊君） 三井課長。

○保険課長（三井美樹君） これにつきましては、当初、31年の予算を立てるときに、納付金が全く決まっておらずで、30年度の納付金の見込みに対して、その分、また国保税を引き下げるといったようなことがありまして、もともと国保税が高いところにありまして、納付金を高くその医療費の分のところに乗せていた経過もありますので、これについては、ちょっと精算という形ではなくて、改めて確定数字が来たことによるものなので、ここに伸びたり下がったりしている分についてのちょっと回答については、なかなか精算分ではないのでお答えすることができないので、ご了承いただきたいと思います。

以上です。

○委員長（山本英俊君） そのほか。

[発言する者なし]

○委員長（山本英俊君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

[発言する者なし]

○委員長（山本英俊君） ありませんね。

なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

これで議案第89号の質疑を終了します。

これより議案第89号 令和元年度甲斐市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、討論、採決を行います。

本案について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本英俊君） 討論なしと認めます。

これで討論を終了します。

これより議案第89号について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本英俊君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第89号を終わります。

引き続き、議案第90号 令和元年度甲斐市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

説明、質疑は歳入歳出一括で行います。

当局の説明を求めます。

三井課長。

○保険課長（三井美樹君） それでは、議案第90号 令和元年度甲斐市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明いたします。

議案の37ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ43万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億7,323万5,000円とするものでございます。

補正予算説明書46、47ページをお願いいたします。

歳入につきましてご説明いたします。

3款繰入金、1項1目1節一般会計繰入金17万4,000円の増額は、山梨県後期高齢者医療広域連合負担金の確定に伴う一般会計からの繰入金の増額でございます。

4款1項1目1節繰越金は、26万円の増額は、平成30年度からの繰越金でございます。

次に、歳出につきましてご説明いたします。

48、49ページをお願いいたします。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金、01保険料等納付金24万7,000円の増額は、平成30年度出納整理期間中における保険料の収納額を後期高齢者医療広域連合に納付するものでございます。

02事務費納付金17万4,000円の増額は、山梨県後期高齢者医療広域連合負担金の確定によるものです。

最後に、3款諸支出金、2項繰出金、1目01一般会計繰出金1万3,000円は、前年度の精算に伴う一般会計への繰出金でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（山本英俊君） 説明が終わりました。

これより説明に対しての委員の質疑を行います。

質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本英俊君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本英俊君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

これで議案第90号の質疑を終了します。

これより議案第90号 令和元年度甲斐市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、討論、採決を行います。

本案について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本英俊君） 討論なしと認めます。

これで討論を終了します。

これより議案第90号について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本英俊君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

これで議案第90号を終わります。

以上で補正予算審査を終わります。

ここで、職員退席のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 零時 0 1 分

再開 午後 零時 0 2 分

○委員長（山本英俊君） 会議を再開します。

次に、請願審査に入ります。

前回より継続審査となっております請願 3 件の審査を行います。

なお、本件については、9 月定例会において付託され、本委員会へは前回、紹介議員の出席をいただき、説明を聞いて質疑を行っております。そのため、説明及び質疑は省略し、再度各委員の意見をお聞かせ願いたいと思います。

初めに、請願第 1－3 号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める請願を議題とします。

それでは、横山副委員長より順次ご意見をお願いいたします。

横山副委員長。

○委員（横山洋介君） この件に関しては、前回は採択のことでしたので、そのまま採択で。

○委員長（山本英俊君） はい、わかりました。ありがとうございました。

次には、伊藤委員。

○委員（伊藤 毅君） まだ継続審査のほうでお願いします。

○委員長（山本英俊君） はい、わかりました。

谷口委員。

○委員（谷口和男君） 前回同様、採択ということでお願いします。

○委員長（山本英俊君） はい、わかりました。

次に、五味委員。

○委員（五味武彦君） 継続でお願いします。

○委員長（山本英俊君） 次に、小澤委員。

○委員（小澤重則君） 継続でお願いします。

○委員長（山本英俊君） はい、わかりました。

次に、保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 継続でお願いします。

○委員長（山本英俊君） はい。

以上で各委員の意見を終了します。

ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午後 零時 03分

再開 午後 零時 03分

○委員長（山本英俊君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

これより請願第1－3号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める請願について、継続審査の採決を行います。

本請願は起立により採決します。

本請願について、継続審査とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（山本英俊君） ありがとうございました。

起立多数です。

よって、本請願は継続審査とすることに決定しました。

以上で請願第1－3号の審査を終了します。

次に、請願第1－4号 看護師の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める請願を議題とします。

それでは、先ほどと同じように、横山副委員長より順次ご意見をお願いいたします。

横山副委員長。

○委員（横山洋介君） 前回同様で不採択でお願いします。

○委員長（山本英俊君） 次に、伊藤委員、お願いします。

○委員（伊藤 毅君） 継続でお願いいたします。

○委員長（山本英俊君） 次に、谷口委員。

○委員（谷口和男君） 採択でお願いします。

○委員長（山本英俊君） 次に、五味委員。

○委員（五味武彦君） 継続でお願いします。

○委員長（山本英俊君） 次に、小澤委員。

○委員（小澤重則君） 継続でお願いします。

- 委員長（山本英俊君） 次に、保坂委員。
- 委員（保坂芳子君） 継続でお願いします。
- 委員長（山本英俊君） 以上で各委員の意見を終了します。
ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午後 零時 05分

再開 午後 零時 05分

- 委員長（山本英俊君） 休憩前に引続き会議を再開します。
これより請願第1－4号 看護師の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める請願について、継続審査の採決を行います。
本請願は起立により採決いたします。
本請願について、継続審査とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 委員長（山本英俊君） ありがとうございました。
起立多数です。
よって、本請願は継続審査とすることに決定しました。
以上で請願第1－4号の審査を終了いたします。
次に、請願第1－5号 介護従事者の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める請願を議題とします。
それでは、また横山副委員長から順次ご意見をよろしくお願いします。
横山副委員長。

- 委員（横山洋介君） 前回同様、不採択でお願いします。
- 委員長（山本英俊君） 次に、伊藤委員。
- 委員（伊藤 毅君） 継続でお願いいたします。
- 委員長（山本英俊君） 谷口委員。
- 委員（谷口和男君） 採択でお願いします。
- 委員長（山本英俊君） 五味委員。
- 委員（五味武彦君） 継続でお願いします。

- 委員長（山本英俊君） 小澤委員。
- 委員（小澤重則君） 継続をお願いします。
- 委員長（山本英俊君） 保坂委員。
- 委員（保坂芳子君） 継続をお願いします。
- 委員長（山本英俊君） 以上で各委員の意見を終了します。
ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午後 零時06分

再開 午後 零時06分

- 委員長（山本英俊君） 休憩前に引続き会議を再開いたします。

これより請願第1－5号 介護従事者の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める請願について、継続審査の採決を行います。

本請願は起立により採決いたします。

本請願について、継続審査とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 委員長（山本英俊君） ありがとうございます。

起立多数です。

よって、本請願は継続審査とすることに決定しました。

以上で請願第1－5号の審査を終了します。

これをもちまして本委員会に付託されました議案の審査は全て終了しました。

委員におかれましては、慎重審議ご苦労さまでした。

次に、その他に入ります。

委員よりその他で何かありましたら、お願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（山本英俊君） 事務局からその他ありましたら、お願いいたします。

長田書記。

- 書記（長田大地君） 大変お疲れさまでございます。

次回の厚生環境常任委員会の日程について報告をさせていただきます。

次回につきましては、1月20日の月曜日、午前9時30分からを予定してございますので、
よろしく願いいたします。

以上です。

○委員長（山本英俊君） そのほかは。

〔発言する者なし〕

○委員長（山本英俊君） そのほかなければ、その他を終了します。

以上をもちまして本日の日程は全て終了しました。

これをもちまして厚生環境常任委員会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 零時08分